

青 保 号 外
令和6年10月22日

各郡市医師会長
公益社団法人全国自治体病院協議会青森県支部長
公益社団法人全日本病院協会青森支部長

} 殿

青森県健康医療福祉部保健衛生課長
(公 印 省 略)

エムボックスの発生届の感染症サーベイランスシステムへの入力について

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃から御協力を賜り感謝申し上げます。
さて、標記について、令和6年10月18日付けで厚生労働省健康・生活衛生局感染症
対策部感染症対策課から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。
つきましては、貴会会員に対する周知についてよろしくお願いいたします。

担当：感染症対策グループ 齋藤
電話：017-734-9141

事務連絡
令和6年10月18日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

エムボックスの発生届の感染症サーベイランスシステムへの入力について

我が国では、エムボックスについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）において、4類感染症に位置づけられており、エムボックスの患者を診断した医師には、感染症法第12条に基づき都道府県知事等に対して直ちに届け出ることを義務づけています。

現在、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言し、コンゴ民主共和国及び周辺国において感染が拡大しているエムボックスについては、クレードⅠのエムボックスウイルスによる流行が報告されており、クレードⅠはクレードⅡよりも重症化するリスクが高い可能性が指摘されています。

つきましては、国内におけるエムボックスのクレード別の発生状況及び疫学情報を迅速に把握するため、エムボックスの発生届を感染症サーベイランスシステムに入力する際には、備考欄にクレードを記入（陽性確認時にクレードが判明していない場合は、発生届を提出の上、ウイルスのクレードが判明した時点で備考欄にクレードを追記）いただくようお願いいたします。